平成２９年（フ）第２８９号
神奈川県小田原市酒匂1407番地　コンフォートＢ102、前住所神奈川県小田原市寿町３丁目14番７号　ハイツ丸久Ａ202号室
破産者　長倉　芳則
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６３号
新潟県三条市荒町１丁目１番12号
破産者　齋藤　良子
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第７９号
富山県氷見市島尾87番地２
破産者　佐藤　雄司
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１０１号
富山県射水市作道240番地１、前住所富山県富山市安養寺395番地１
破産者　新日本エンタープライゼスこと　荒田　誠治
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１１３号
富山県高岡市本郷１丁目１番30―201号　レジデンス高岡Ⅰ、前住所富山県高岡市北島1545番地
破産者　鳥井　謙祐
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第２０４号
長野市川中島町上氷鉋814番地の１
破産者　永田　直子
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
福岡県久留米市高良内町4140番地40、開始決定時の住所福岡県八女郡広川町大字水原138番地23
破産者　林　　兼一
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第６号
福岡県久留米市高良内町4140番地40、開始決定時の住所福岡県八女郡広川町大字水原138番地23
破産者　林　　久子
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第２０６号
埼玉県入間郡毛呂山町目白台１丁目24番地10、前住所埼玉県飯能市美杉台５丁目２番地（７―304）
破産者　滝沢眞知子
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６２３号
埼玉県富士見市ふじみ野東１丁目13番地１ヒューマンスクエア203
破産者　小出　　忍
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６２８号
埼玉県入間郡毛呂山町若山１丁目51番地27
破産者　赤根　博幸
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６３５号
埼玉県川越市新宿町６丁目21番地20（Ｆｉｎｏ川越202号室）、旧住所埼玉県川越市南大塚４丁目４番地５（サンライフ南大塚Ａ棟205号室）
破産者　瀧澤多津子
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６４４号
埼玉県入間市大字寺竹715番地
破産者　坪　　富夫
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６５１号
埼玉県川越市大字砂新田387番地１　（ニューウィスクリアＡ201号室）
破産者　萩原　弘樹
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１３６号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木1827番地９
破産者　関口　陽樹
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１５２号
埼玉県深谷市東方2053番地　グランドアーサカトウ101号
破産者　千代田みゆき
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１２３４号
北海道江別市あさひが丘12番地の９　コパンあさひが丘Ａ105
破産者　菊池　正利
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部